コミュニティを活性化 宝くじ助成金を活用し

品などの購入に対して助成 ミュニティ活動に必要な備 は、 います。 地域の発展に寄与して 宝くじ助成金制度でコ 財)自治総合センター

各20組 動備品購入(太鼓・はんてん 振興協議会・コミュニティ活 ■3年度採択事業 一問い合わせ先 まちづく 荒屋地区

線1453) り推進課地域振興係☎・内



助成金で購入した備品

取得は届け出が必要 定面積以上の土地

市内の一定面積以上の土地を 国土利用計画法に基づき、

> 2週間以内に市へ届け出が必 取得した場合は、 契約日から

面積 ■届け出が必要な土地取引の

ル以上 域の場合 ▼都市計画区域用途指定区 2千平方メート

場合 5千平方メートル以上 ▼その他の都市計画区域内の 万平方メートル以上 都市計画区域外の 場合

線1214 政課秘書政策係(☎・ 問い合わせ先 企画財 内

就学援助申請受け付け 入学学用品の購入援助

学に必要なものの購入費用)を もがいる世帯で、就学援助の対 小・中学校に入学予定の子ど 象となる保護者に、新入学学用 品費(ランドセル・制服など入 人学前に支給します。 市教育委員会は、4月に市立

します。 合は、7月ごろに同額を支給 人学後の申請で認定された場 なお、今回申請ができず、

|援助対象者 1月現在、 市

> 委員会の定める基準を下回る 内に住所を有し、所得が教育 に該当する保護者 世帯で、次のいずれかの項目

減免を受けている ❷市町村民税非課税、 が停止または廃止された または

●令和3年度中に、生活保護

いる 3固定資産税の減免を受けて

受けている ◆国民年金の保険料の減免を

ている ⑥児童扶養手当の支給を受け は納税の猶予を受けている **5**国民健康保険税の減免また

学に支障がある 7経済的に困窮しており、 就

つき) |入学予定者支給額(1人に

▼小学校 5万10 6 0 円

予定 ▼中学校 支給時期 6 3月上旬ごろを 方円

|必要書類

·就学援助申請書

けてください。 トからダウンロードするか、 ※必要書類は、市ウェブサイ 教育総務課窓口から交付を受 ·口座振込依頼書

> は、現在通っている小学校に は同課に、中学校入学予定者 提出してください。 ■申込先 小学校入学予定者

学事係(☎·内線1365) 間い合わせ先 申込期限 1月31日(月) 教育総務課



ます。

※定員になり次第、締め切り

■申込期限

1月19日水

無料相談会を開きます 専門家による空き家の

象に無料相談会を開きます。 所有する見込みがある人を対 たは管理する人、今後空き家を 市は、市内に空き家を所有ま

ファクス74・2102

から正午まで 場所 市役所多目 1的ホー

相談内容

ル棟

こと 2敷地の境界確認に関する ❶相続や登記に関すること

こと 3不動産取り引きに関する

建築士 4改修や除却に関すること 屋調査士、宅地建物取引士、 ■相談員 司法書士、土地家

■定員 日、相談の機会を提案します。 い場合は、相談内容に応じて後 ※定員超過により参加できな は30分以内 10 人程度(相談時間

地域安全係(☎・内線1265、 ロードすることができます。 は、市ウェブサイトからダウン し込みしてください。申込書 込書に必要事項を記入して申 ファクス。ファクスの場合は申 ■申し込み方法 同い合わせ先防災安全課 電話または



確定申告の際、要介護認定を 認定書を郵送します障害者控除対象者に

さい。 ている66歳以上の人は、障害者受け、かつ一定の基準を満たし 際は、同認定書を持参してくだ その扶養者が確定申告をする 書」を送付します。 月中に「障害者控除対象者認定 控除を受けることができます。 市は、該当する人に対し、 本人または

ない場合は、同認定書は送付し ても、一定の基準を満たして なお、要介 護認定を受けてい 健康福祉課

高齢福祉係(☎·内線· ■問い合わせ先

使用証明書の添付必要おむつ代の医療費控除

費控除の対象と認められるた めには、医師が発行する「おむ 使用証明書」が必要です。 なお、要介護認定を受け、 \mathcal{O} 確定申告を行う際、 人などのおむつ代が医療 寝たき

つ一定の基準を満たしている 人が2年目以降も続けて控除

> 付を受けてください。 合は最寄りの申請窓口から交 内容確認書」で控除を受ける 者が発行する「主治医意見書 使用証明書の代わりに、 を受けようとする場合には、 ことが可能です。 希望する場 保険

福祉係、 ■申請窓□ 田山支所 西根・安代各総合支 健康福祉課高齢

■問い合わせ先 齢福祉 係 7 健康福祉 内

高

委員を募集しまり地域福祉計画策力 画策定 す

画の策定について審議する地 ■応募資格 を2人募集します。 域福祉計画策定委員会の委員 市は、第4期市地域福祉計 次の全てを満た

年以 ●応募日に 上居住 お し ていて 歳以

できる 平日開催の策定委員会に出席 ②市の地域福祉に関心があり、 上の

■ 任期 31日金まで 委嘱日から令和5年

います ※策定委員会は、 につき7 **0**0円

各総合支所、 地域福祉課または西根・安代 郵送(必着)で提出してくださ 事項を記入の上、 トからダウンロードするか、 応募用紙は市ウェブサイ

祉課福祉総務係(☎ ■問い合わせ先 内 線

合は、 問い合わせてくださ

■応募方法

地 域 福

苗植

農林課林業

4年度に3回を予定して 3年度に1

付を受けてください。

県緑化推進委員会八幡平支

係(☎ ■問い合わせ先

策定委員会

■応募期限 田山支所から交 1月21日金午後

田木を配布します他樹で緑化を推進

応募用紙に必要

持参または

業(苗木配布など)の要望を受 部では、令和4年度緑化推進事 で、植樹などを計画している場 け付けています。自治会や地区 ■申請期限 3月4日金

回出席

は、 令和4年度自然保

払い機などの場務に必要な体力 健康な人 関する知識、 園や登山、 ■応募資格 +· 和 田

啓発活動など ■業務内容 倒木撤去など) 月30日水まで 登山道 0) 整備

■業務期間 金から11 令和4年 · 4 月

■応募方法 項を記入し、 持参または郵送(消 商工観 印

効)で提出してください

公園保護管理員を募集

護管理員8人を募集し 護指導員1 機などの操作ができる 、自然保護などに和田八幡平国立公 人と自然公園保 仲力を有し、刈登山道管理業 ます

履歴書に必 有課要

> 窓口から交付を受けてくだダウンロードするか、同課歴書は市ウェブサイトから さい

■面接日 ■応募期限 2月下旬予定(筆 2月4日金

記試験はありません) 光課自然公園係(☎ ■問い合わせ先 商 内 工 線観

ワクチン接種情報 新型コロナウイニ ス

だ受けていない 人に対し、 始しました。接種券は、2回種に必要な接種券の発送を開 合わせてください。 ワクチン接種対策室に問 希望する場合は、新型コロナ 目の接種から8カ月経過する なお、 市は、 3回目の 1・2回目接種をま 順次送付します。 人で接種を ワクチン接

密の回避を徹底しましょう。 の着用やこまめな手洗 ワクチン接種後もマスク 新型コロ 3

■問い合わせ先 クチン接種対策室(☎

【広告】この広告は、広告主の責任において市が掲載しているものです。広告の内容について市が推奨などをするものではありません。

の大地 計画 の大地

🧖 パソコンが苦手な方のお手伝いいたします。 NPO法人 八幡平安心サービス

http://www.anshin-svr.or.jp

・パソコンの設定のお手伝い パソコンを買ったけど、そもそも最初の設定が分からない。

・パソコン操作のお手伝い どこか触れたらパソコンが壊れるのではないか。 インターネットでいろいろ調べたいけど、ウイルスに感染する

・ネットでの買い物のアドバイスパソコン・スマホを使って自宅で生活に必要なものを 買い物したいけど、不安があり購入をためらっている。 ・パソコンソフトの使い方のアドバイス

人には、申告書を送っていまが免税点(150万円)未満のり、令和3年度の課税標準額

※今まで申告をしたことがあ

■提出期限

1月31日月

帯に限る)

■対象世帯

3年度市県民

税

れかの世

資産税の課税対象となります 備品)を持っている人は、

経費の

一部を助成します。

(市に住所登録をしている世

申告書を提出してください

用の償却資産(構築物、

日現在、

市内で事業

市は、市県民税が非課税

さい

郵送(必着)で提出してくだ

事項を記入の上、

持参または

【現金の寄付】

■申請方法

申請書に必要

します

部を助成します

の生活経

車両・運搬具、

器具・

固定

帯の冬期間の生活を支える

ひとり親世帯と生活保護世

世帯に送付しています。

■申請期限

2月28日月

■問い合わせ先

祉

総務係(四

☆・内線地域福祉課

※申請書は対象と見込まれる

や発展に活用してほし 付金が寄せられました。

用してほしいと寄、田山地区の教育

12 月 15 日、

㈱泉山林業・㈱北日本銀行

高齢者世帯、

障がい者世帯、

申告は1月31日までに

定資産税(償却資産)

に変更があった場合は申告がせん (令和3年中に償却資産

税係(☎・内線 ■問い合わせ先

3

事業用の太陽光発電設備も申告対象資産

3ひとり親世帯 のいる世帯

児童扶養手

当法に規定される児童を扶養

する母子世帯、

父子世帯また

特定疾患医療を受けてい

新型コロナウイルス感染症が

▶かかりつけ医がいる場合は、かかりつ

▶かかりつけ医がいない場合や夜間・休

日で相談先に困る場合は、受診・相談セ

▶全般的な相談は、一般相談窓口に電話

▶受診・相談センター(☎ 019-651-

▶一般相談窓口(☎ 019-629-6085)

疑われる場合の相談先

■発熱など症状がある場合

け医に電話相談する。

ンターに電話相談する。

相談する。

■相談先

3175)

■発熱など症状がない場合

手当受給者のいる世帯および

礎年金受給者、

特別児童扶養

祉手帳の所持者または障害基

要介護認定4、要介護認定5、

です

■助成額

世

帯

あ

たり

税務課資産

2 障がい者世帯

身体障害者

療育手帳、

精神保健福

含む)

月 31

日に65歳に達する人を

●高齢者世帯

65歳以上

0)

人で構成される世帯(4年3

本市に寄せられた厚意を紹

帯と生活保護受給世帯 が非課税の次のいず

寄

奇付をいただぎました

住所録をパソコンで管理したい。 案内状をパソコンで出したい。 エクセルで金銭出納帳などを作りたいけど、使い方が分からない。 など、まずはお気軽にお電話・ご相談ください。

連絡先,070-4347-2446

NPO法人 八幡平安心サービス

ら履